

民商は、会員の皆さんが納める会費で運営されています。毎月15日集金、月末までの納入にご協力ください。  
また、民商の持続的な発展のため、まわりの業者を民商へご紹介ください。

# 名古屋北部民商ニュース

発行：2024年10月14(月) No. 590

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

## 收受印廃止するな、納税者の権利を守れと税務署交渉

### 收受印廃止するな！西税務署(9/27)に続き名古屋北税務署と交渉

10月1日(火)午後3時から、名古屋北税務署との交渉を行い、民商から安藤副会長、白部副会長、佐々木すみ子常任理事、事務局の計5名が参加。税務署は高木総務課長と加古総務課長補佐が応対しました。税制については、先日の西税務署と同じく「税の執行機関であり、コメントする立場にない」との回答。「電子申告や電子帳簿の押しつけはやめてほしい」との要望に対しては「納税者の利便性を図り多様なニーズにこたえるため」「ICTに不慣れな方へも十分な配慮をおこなう」と述べました。

「国税通則法74条の9を条文どおり汲み取れば、税務署長以外の職員が事前通知を行うことはできない。したがって事前通知1項目は税務署長名の文書で行うこと」という要望に対しては、「従来の運用状況から、担当者が事前通知を行うことは法令に反するものではない」「文書で行う規定がされていないことから、帳簿書類の準備など伝えられるため、電話で通知することとしている」とこれまでの回答と同じでした。また、「確定申告書等への收受日付印については、納税者からの求めがあれば、引き続き押印すること。また、確定申告書、青色申告承認申請書などを提出した事実が、その場で確認できるようにすること」との要望に対しては、「皆さんだけでなく税理士団体からも意見を伺っている。納税者の利便性の向上のため、税務署に行かずに手続きができるオンライン化、電子化の推進で押印の見直しがされることとなった」「他の方法で確認できる。e-Taxなら、受信通知があり、オンラインの情報取得サービスなども利用できる」「情報開示請求や閲覧もできます」と説明。民商の参加者から「金融機関では、必ず、收受印の押された申告書を求められる」「外国人の会員からは、外国人登録手続きなどで不便が生じると心配の声が上がっている」「押印する方が、リーフレットを渡すよりも簡単で早いし、双方にとって一番いい」と発言。白部さんは「情報開示請求も300円かかるのだから、300円払ったら押印してもらえますか」と投げかけましたが、総務課長は「それはちょっと」と苦笑い。現場は苦慮している様子を伺い知ることができました。



### 企業を狙った悪徳商法にご注意を

弁護士 村上 光 平 (名古屋北法律事務所)

最近、実際にあった詐欺事件をモチーフにしたドラマがネットで配信されているのを観ました。詐欺にもいろいろありますが、「投資詐欺」、「オレオレ詐欺」、「ロマンス詐欺」など、高齢者や一般の消費者の方をターゲットにした詐欺や悪徳商法の認知は報道などで広がってきたイメージがあります。しかし、詐欺や悪徳商法のターゲットになるのは個人だけではなく、企業が被害者になる場合もあります。

手法は様々で、その手口も年々巧妙化しています。私が担当した事件では、ある会社が、中小企業向けの無料広告の掲載を営業されたので、無料ならいいかと軽い気持ちで広告掲載を始めたものの、契約書類の約款に細かい字で「2か月目から有料」という条項が記載されており、高額な請求をされてしまった、ということがあります。一般の方が悪質な商法の被害に遭われた際は、消費者契約法や特定商取引法といった消費者保護の法律によって強い保護を受けることができる一方、会社が悪質な商法に引っかかってしまっても、会社は「消費者」ではないとして、消費者を保護する法律によっては守られない場合がほとんどです。

悪徳商法の被害にあっても最終的な返金を受けるのが困難な場合も多いです。とにかく詐欺に引っかからないことが大切です。個人でも会社でも甘い話には注視して、インターネットで業者名を検索して評判を調べたり、時には契約の内容をお近くの弁護士などにリーガルチェックしてもらうのがいいかもしれませんね。

10月の出張法律相談 担当 伊藤勤也弁護士(名古屋北法律事務所・ちくさ事務所)

<日時> 10月23日(水)午後2時～4時 <場所> 民商事務所3階(相談希望の方は予約してください)